



Press Release

「最終保障供給約款」および「離島等供給約款」の変更届出について

2025年3月14日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、本日、電気事業法^{※1}に基づき、「最終保障供給約款」および「離島等供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

「最終保障供給約款」は、当社サービスエリア内における高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまが、いずれの小売電気事業者とも契約の合意に至らない場合に当社が供給を行う際の料金等の供給条件を、「離島等供給約款」は、当社サービスエリア内の離島^{※2}等におけるお客さまに当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めたものです。今回の変更届出の内容は、以下のとおりです。

1. 主な見直し内容（別紙）

(1) 料金単価等の見直し

「最終保障供給約款」および「離島等供給約款」に定める料金単価等は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電EP」）の料金単価等に基づき設定しております。東電EPが2025年2月7日に、2025年4月1日からの料金単価等を見直すことを公表したことを踏まえ、当社は「最終保障供給約款」および「離島等供給約款」の料金単価等を見直します。

(2) 料金メニューの見直し

「離島等供給約款」の低圧のお客さま向けの一部料金メニューについて、当社加入状況を踏まえ、2025年3月31日をもって廃止いたします。

(3) その他見直し

災害時の特別な措置（基本料金の免除等）について、2025年4月1日までに「最終保障供給約款」および「離島等供給約款」において規定することが国の審議会^{※3}で整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映いたします。

2. 実施予定日

2025年（令和7年）4月1日

※1：電気事業法：

電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

電気事業法第 21 条第 1 項（離島等供給約款）

一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：離島：

当社サービスエリア内において、当社の主要な電力系統と接続されていない島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島）をいいます。

※3：[第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024 年 3 月 29 日開催）](#)

[別紙 1：「最終保障供給約款」の見直し概要](#)

[別紙 2：「離島等供給約款」の見直し概要（低圧のお客さま向け）](#)

[別紙 3：「離島等供給約款」の見直し概要（高圧のお客さま向け）](#)

以 上